

ヘルスケア・サービス効果計測コンソーシアム運営会則

制定 平成27年11月1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する、ヘルスケア・サービス効果計測コンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のように運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の臨海副都心センターに、ヘルスケア・サービス効果計測コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、加齢や生活習慣が原因の身体、精神の不調を予防し、健康を増進する民間や自治体サービスの効果の計測法を開発することで第三者認証の仕組みを実現するために、講演会、研究会、現場見学等の活動を通して、会員同士の情報交換を促進しながら、第三者認証の方法を確立するためのプロジェクトを提案し、機関誌を通して活動内容を積極的に広報し、ヘルスケア産業発展のために貢献することを目的とする。

（定義）

第3条 本会則において「ヘルスケア・サービス」とは、加齢や生活習慣が原因の身体、精神の不調を予防し、健康を増進する民間や自治体サービスをいう。

（事業）

第4条 本コンソーシアムは第2条の目的を達成するために、次の事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 （講演会の開催）疾患の医療や予防の専門家等の講演会を年数回開催し、会員が最新情報と課題を共有する機会とする。
- 二 （研究会の開催）特定の課題に関心のある会員が課題解決の方法を議論するために研究会を設置し、プロジェクト化を目指した議論を行う場を設ける。なお、研究会の開催は会員が適宜行う。
- 三 （現場見学会の実施）会員の要望に応じて、年数回程度、疾患予防や健康増進の現場を見学する機会を設け、ヘルスケア商品・サービス効果の確立法や第三者認証の方法について実践的な観点での情報収集の機会とする。
- 四 （調査）本コンソーシアムの予算を活用して会員に有益な情報を提供するために適宜調査を行う。調査結果等の報告は機関誌に掲載する。
- 五 （会報の発行）定期的に会員向けに発行し、活動内容の報告を行う。

（会員の種別）

第5条 本コンソーシアムの趣旨に賛同し、その実現のための創造的活動に参画する意思を有し、かつ、

そのための諸活動に資する個人や法人が学術研究機関、治験機関、医療機関、第三者認証機関、企業等から業種や組織を超えて集い、本コンソーシアムを構成する。次の各号に掲げる者（以下、「会員」という。）で組織する。

- 一 一般会員A：学術研究機関及び公的機関又はそこに所属している個人
- 二 一般会員B：企業又はそこに所属している個人
- 三 特別会員：第1号及び第2号の会員以外で、本コンソーシアムが会員になることを認めた法人又は個人

（会員の入退会、除名及び届出）

第6条 本コンソーシアムに、入会を希望する者は所定の申込書を会長あて提出するものとする。

- 2 一般会員A及びBの入会は、第10条に規定する運営委員会の承認をもって入会を決定するものとする。
- 3 特別会員の入会は運営委員会が提案し、会長が承認するものとする。
- 4 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 5 退会を希望する会員は、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した第15条に規定する会費は返還しない。
- 6 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の過半数の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、除名以前に納付した第15条に規定する会費は、返還しない。
 - 一 相当の理由なくして第15条に規定する会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

（会員の権利と義務）

第7条 会員は、次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、第4条第1号から第3号に定める本事業に参加する権利を有する。
 - 二 会員は、第4条第4号及び第5号に定める本事業の成果を受領する権利を有する。
 - 三 会員は総会に参加することができ、議決権を有する。なお、会員の議決権は、一会員あたり1とする。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 一般会員Bは、入会の時期にかかわらず、第15条に規定する会費を納入しなければならない。
 - 二 一般会員Bは、第15条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程等及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(役員構成及び任期等)

第8条 本コンソーシアムは、役員として、会長1名、副会長若干名、監事1名、運営委員若干名及び顧問若干名を置く。

- 2 会長は臨海副都心センター所長が指名する。
- 3 副会長、監事、運営委員及び顧問は、総会において選任する。
- 4 役員任期は1年間とし、再任を妨げないこととする。会長、副会長については原則として2年を任期とする。
- 5 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において会員総数の過半数の議決により、これを解任することができる。ただし、その旨をあらかじめ通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- 一 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムの運営を統括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 三 監事は本コンソーシアムの収支決算の監査を行うとともに本コンソーシアムの運営に助言を行う。
- 四 運営委員は本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を企画する。
- 五 顧問は本コンソーシアムの活動を必要に応じて指導する。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、顧問及び事務局により構成され、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を討議するとともに、総会に議案を提出する。

- 2 運営委員会に委員長を置き、会長が指名する産総研職員をもって充てる。
- 3 監事は運営委員会に出席し、助言することができる。

(事務局)

第11条 事務局は、本コンソーシアムを運営するために運営委員会を支援し、次の各号の業務を行う。

- 一 入会に係る手続業務
 - 二 本コンソーシアムの関連機関及び会員との連絡調整業務
 - 三 ホームページの運用、講演会、現場見学会の開催及び広報誌の発行を含む広報業務
 - 四 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務
 - 五 その他、会長が必要と認める業務
- 2 事務局は、産総研臨海副都心センター産学官連携推進室に置き、当該室に所属する職員が務める。

(総会)

第12条 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、総会を毎年度1回開催し、その議長となる。

- 一 事業計画及び運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び運営費に係る収支決算
 - 三 その他、運営に関する事項
- 2 総会は、会員の過半数以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席会員数の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 3 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長又は他の会員に委任することにより、議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第13条 会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集することができる。

- 2 会員総数の過半数以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき、会長は臨時総会を開催しなければならない。

(会計年度)

第14条 本コンソーシアムの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営費)

第15条 本コンソーシアムの運営費は、一般会員Bが産総研に納める会費、寄附金、臨海副都心センター運営費の一部をもって充てる。

- 一 一般会員Bの一会計年度の会費は二口以上（一口は消費税を含み10万円）とする。ただし、中小企業（中小企業基本法第2条に該当する法人）は、一口以上とする。
 - 二 一般会員A及び特別会員については、会費徴収を行わない。
- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、運営委員会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第16条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。
- 3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を監事及び運営委員会に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第17条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第18条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

（解散）

第19条 本コンソーシアムの年度途中の解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、経営が困難となった場合等に、運営委員会及び総会の議決をもって会長がこれを行うものとする。

（会則の改廃等）

第20条 本会則の改廃は、総会の議決を経て行う。

（設置期間）

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、設立から3年間とする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、1年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

（協議）

第21条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則 この会則は、平成27年11月1日から施行する。